

「特定病原体等の運搬に関する講習会」開催案内

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）が改正され、病原体等の適正管理に関する規制が平成19年6月より施行されています。

これにより、特定病原体等を運搬する場合には、感染症法に基づき、特定病原体等の種類に応じて、都道府県公安委員会へ運搬の届出が必要となるほか、運搬の基準や運搬体制等について定めた「特定病原体等の安全運搬マニュアル」などに基づいた厳格な対応をお願いしているところです。

このたび、特定病原体等の運搬が円滑に行われるよう、感染症法に規定されている運搬方法や運搬の届出手続などについて、下記の日程で講習会を開催しますのでご案内申し上げます。

なお、本講習会は、特定病原体等の安全な運搬を確保するため、「特定病原体等の安全運搬マニュアル」に定める「知識を有すると認められる同行者」の養成を目的としておりますので、申込者数が定員を超えた場合は、調整させていただきますので、ご理解、ご協力の程よろしくお願いいたします。

記

- 1 日 時：平成25年11月22日（金） 13：00－17：10
- 2 場 所：厚生労働省（中央合同庁舎第5号館）6階専用第23会議室（仮）
<http://www.mhlw.go.jp/general/syozai/annai.html>
- 3 内 容：感染症法に基づく特定病原体等の運搬について（別紙1）
- 4 対 象 者：特定病原体等の運搬従事者（運送業者）他
- 5 申込方法：別紙2「特定病原体等の運搬に関する講習会」参加申込書に所定の事項を記載の上、E-mail（byougentai@mhlw.go.jp）にて11月1日（金）までにお申し込み下さい。
- 6 関連ホームページ：「感染症法に基づく特定病原体等の管理規制について」
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou17/03.html>
- 7 問合せ先：厚生労働省健康局結核感染症課病原体等管理対策係
電話：03（3595）3097
E-mail：byougentai@mhlw.go.jp

以上

「特定病原体等の運搬に関する講習会」

主催：厚生労働省健康局結核感染症課

日時：平成25年11月22日（金） 13：00－17：10

会場：厚生労働省（中央合同庁舎第5号館）6階専用第23会議室（仮）

プログラム

1. 開会の挨拶
2. 特定病原体等の適正管理について
3. 公安委員会への運搬届出について
4. 特定病原体等の運搬の手続きについて
(休憩)
5. 病原体等の輸送時の梱包について
6. 特定病原体等の運搬における緊急事対応等について
7. 試験
(休憩)
8. 採点・解説
9. 閉会の挨拶

注 意 点

- 講習時間、内容については、状況等により変更する場合があります。
- 講習会受講前に、以下の関連情報をご一読いただくようお願いします。
 - 1) 厚生労働省ホームページ「感染症法に基づく特定病原体等の管理規制について」
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekaku-kansenshou17/03.html>
 - 項目7 特定病原体等の安全運搬マニュアル
 - 項目8 緊急時対応マニュアル等
 - 項目9 届出対象病原体等運搬届出書
 - 2) WHO「感染性物質の輸送規則に関するガイダンス」2011-2012日本語版
http://www.nih.go.jp/niid/images/biosafe/who/WHOguidance_transport11-12.pdf
- 本講習会は、「特定病原体等の安全運搬マニュアル」に定める「知識を有すると認められる同行者」の養成を目的としていますので、申込者が定員を超えた場合は、調整させていただきます。
- 全ての講義を受講し、16時過ぎ開始予定のプログラム「7. 試験」を受けた方には、受講済証を発行いたします。なお、試験結果で、十分なご理解をいただいていないと判断された方には、講習会后、再試験を行う予定です。再試験は、17：15から実施し、17：45に終了予定です。